

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		病院等の人員増員又は業務の停止命令
根拠条例・規則名		医療法（昭和23年7月30日法律205号） 医療法施行令（昭和23年10月27日政令326号） 医療法施行規則（昭和23年11月5日厚生省令50号） さいたま市医療法施行条例（平成24年12月27日条例第75号）
条 項		法第21条 第23条の2 第30条 第74条第1項、第87条第3号 第90条 令第1条 規則第19条 第21条の2 第22条の4の2 条例第3条 第5条
所 管 部 課		保健衛生局 保健所 保健所管理課（電話：048-840-2207）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	設定できません。（理由：不利益処分をするかどうか等の判断基準が法令の定めに具体的に規定され尽くされているため。）
	設定等年月日	平成14年4月1日設定 平成16年4月1日最終改正
備 考		